

令和3年度 第3回 猿払村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月30日 13時30分から13時56分
- 2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室
- 3 出席委員 (8人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	4番	丹治委員
	5番	欠員
	6番	宮尾委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
	9番	木村委員
- 4 欠席委員 (1人) 3番 大武委員
- 5 議事日程
 - 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名委員の指名について
 - 第3 事務報告
 - 第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第6 議案第3号 猿払村農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見書の提出について
 - 第7 その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務次長	末永次長
農地係長	林係長
農地係	高橋主事
農地係	田村主事

7 会議の概要

水野会長	<p>ただいまの出席委員数を8人です。 定足数に達しておりますので、令和3年第3回総会を開催いたします。</p> <p>日程に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様、お忙しい中どうもありがとうございます。一言させていただきたいと思 います。</p> <p>今日は天気も悪く、皆さんもそこそこ牧草作業が進んで、終わられた方もいる かと思えます。</p> <p>今年は配合飼料の高騰に加え、代用乳も上がっております。ただ、10月1日 から若干下がるという報告を受けております。1円なにかしかな。それでも、焼 け石に水かなという感じもあります。</p> <p>まだまだ農作業も、牧草収穫作業以外にもいろいろとございますが、皆さん体 に注意されまして、くれぐれもけがのないように、今年度の作業を進めていただ きたいなと思っております。</p> <p>自分が体悪いから余計なのですけれども、体には気をつけて、作業を終わらせ てください。</p> <p>それでは早速、日程に入らせていただきたいと思います。</p> <p>日程第1、会期の決定について。 会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
水野会長	<p>異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、6番、宮尾敦子君、7番、 森哲也君を指名いたします。</p> <p>日程第3、事務報告。 内容について、事務局より報告いたします。</p>
末永次長	<p>日程第3、事務報告。 令和3年7月30日から令和3年9月29日までの内容となっております。 7月30日、令和3年度第2回猿払村農業委員会が委員会会議室にて、開催して</p>

おります。委員9名、事務局4名の出席となっております。

その次に、8月12日から8月13日、令和3年度農業委員会事務局長会議が札幌市で開催され、小林事務局長が出席しております。

会議の内容につきましては、農地情報公開システムの関係で、令和3年4月の会計検査により、利用促進と情報更新に高い関心が寄せられていることから、法に基づくルールの中で、改めて更新の設定について、ご指摘があったところがございます。

また8月16日から8月18日、令和3年度農業者年金地区別研修会が旭川市で開催され、林係長が出席しております。

会議の内容につきましては、参加者多数が年金業務初任者ということもあり、基本的な新旧制度の仕組み等を重点に、事務処理上の留意点や制度改正の説明がされたところがございます。

次に、9月8日、令和3年度ブロック別農業委員会研修会が、当初、旭川市で開催する予定でしたが、緊急事態宣言の影響もあり、オンライン開催に変更となりました。こちらは、本役場会議室にて、私と田村主事が出席しております。

会議の内容につきましては、農業委員会の基本的な事務手続等について説明があり、またこちらにつきましても、先ほど申しました農地情報公開システムの農地情報の更新及び維持について、改めて徹底するよう報告があったところがございます。

私からは以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問などございませんでしょうか。

なければ、議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容について、事務局より説明します。

末永次長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。

令和3年9月30日提出、猿払村農業委員会会長水野正継。

こちらの内容につきましては、所在地番、芦野2223番7から芦野2172番4まで、合計4筆。

現況地目は畑。面積は合計で232,558㎡。設定する利用権は賃貸借権となっており、年額150,000円。利用権の始期は本日から、終期は令和7年3月31日まで。

譲渡し人は〇〇〇〇さん。譲受け人は〇〇〇〇となっております。附属資料の議案第1号をご覧ください。

農地法第3条の審査表と現況の図面を添付してございます。こちらをご確認願います。

私のほうからは、説明は以上となります。

水野会長 ただいまの件について、質疑を賜ります。
何か質問はございませんか。

質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案どおり可決いたします。

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容について、事務局より説明します。

末永次長 日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

令和3年9月30日提出、猿払村農業委員会会長水野正継。

こちらの内容につきましては、番号、3所の7。所在、芦野。地番、4151の一筆。現況地目、採草畑。面積、1,195㎡。所有権移転で、対価が7,190円。所有権の移転時期は本日。引渡し時期は令和3年11月1日。譲渡し人は猿払村。譲受け人は〇〇〇〇さんとなっております。附属資料の第2号をお開きください。

農業経営基盤強化促進法第18条審査表と現況の図面を添付してございますので、ご確認願います。

私からの説明は以上です。

水野会長 ただいまの件について、質疑を賜ります。
何か質問はございませんか。

質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり可決いたします。

日程第6、議案第3号、猿払村農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見書の提出についてを議題といたします。

内容について、事務局より説明します。

末 永 次 長

日程第6、議案第3号、猿払村農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見書の提出について。

猿払村農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、別添のとおり、意見書を提出してよろしいかご審議願います。

令和3年9月30日提出、猿払村農業委員会会長水野正継。

こちらの内容につきましては、基盤強化法の第6条では、市町村は基本構想を定めることができるとされており、基本構想を定めるに当たっては、施行規則第2条により、農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなければならないとされております。

最終的に北海道知事と協議を行い、同意を得て、基本構想が樹立するものであります。

当該基本構想において、農用地利用集積計画によって利用権の設定をするため、利用権設定と促進事業の内容を規定し、また認定農業者や新規就農者の認定を得るための指標などが盛り込まれることとなります。

今回の変更を行うのは、北海道の基本方針が5年に1回見直されるため、それに準じて定期的な見直しをということとなります。付属資料の議案第3号をおめぐりください。

1枚目に、村長からの意見聴取の依頼文書の写しがあります。次のページから新旧対照表を添付してございます。こちらについて説明をしたいと思います。

全体的には大きな変更はなく、北海道の基本の方針にならった数値の修正や語句の修正を行っております。それでは、新旧対照表の2ページ目の改正案をご覧ください。

2の猿払村農業の現状と課題につきましては、前回5年前の見直しの時点から、現状に合わせて変更を行っております。続きまして、3ページ目をご覧ください。

こちらにも若干の語句の追加や修正を行っているほか、目標年間農業所得および目標年間労働時間については、北海道の基本方針にならぬ変更しております。続きまして、5ページ目をご覧ください。

5ページ目の改正案。カタカナのエ、労働力不足への対応という項目が、新たに加えてあります。その中の(6)農用地の利用集積と集約化の項目では、語句の修正を行ったほか、農用地利用集積円滑化事業は、現在、農地中間管理事業に統合され廃止されておりますことから、農用地利用集積円滑化事業の件が削除されております。

続きまして、7ページ目から12ページ目までは、認定農業者または認定新規就農者の認定を得るための営農の類型ごとの資料となっております。

類型表については、現在同時に見直しを進めている猿払村酪農近代化計画にうたわれている営農類型との整合性を図るため、数値を修正しております。

14ページ目からは、前段でも説明したとおり、農用地利用集積円滑化事業の廃止に伴い、語句や項目の扶助、それにしたいが、項目の構成の修正等を行っております。

資料の末尾には、村に対する意見書案を添付してございますので、ご確認ください。

説明は以上となります。

早坂委員 語句とか数字とかの変更をかけたみたいですけど、それで何か村に大きく影響があるということはないですね。語句の整理と数字だけですから、問題はないですね。

林係長 通常の事務手続を行う上では、全く何も問題はないです。何か手続の仕方が変わったとか、そういったものもございません。

水野会長 金額が変わっただけ。

林係長 目標とする所得や労働時間というのは、所得を上げて労働時間を短縮するということについては、毎回変わってきます。

その変わる指標となるものは、北海道の基本方針がありまして、基本方針と整合性を取るように作成するべきものですので、北海道の基本方針でも5,000,000円と、労働時間は1700から2000時間を目指してくださいということで、うたわれております。

森委員 これ8ページのところで、農業所得で、現行が6,060,000円から改正案では5,500,000円、1経営体当たり12,370,000円から11,010,000円。これは下がっているのですよね。

林係長 そうですね。数値的には下がっています。この営農類型の表をつくるに当たっては、宗谷農業改良普及センターさんにお手伝いしていただきながら、ほかの計画の酪農近代化計画というのも今年見直しになるのですけれど、そっちのほうで自給飼料の数値的なものというのを出しているのですよね。

それに基づいて、この表も合わせているということなので、酪近のほうの中身というのは、TDNですとか、その草地の単収によってTDNというのがはじき出されると思うのですけれど、すごく専門的要素も絡むものになっていますので、ちょっとこの表では、なぜ落ちたのかというのは分からない。

- 森 委員 経営規模とかが膨らんで増えてきて、頭数も増えてきているのに、その部分だけは置いておくということですよ。
- これでは、この業界には人は来ないぞと言っているような感じがするのですよね。
- 林 係長 経営規模の面積と常時飼養頭数というのは、5年前と比べたときの現在の農家さんの一戸当たりの持つ草地、一戸当たりの頭数というのを平均で数値化しています。
- ここ最近、大きく草地や頭数を持った方も離農されたりというところもございまして、どうしても一人当たりの平均値が上がってしまったというところが、経営規模の大きくなった要因かなというふうに思っています。
- 森 委員 これは農協と協議が必要なんでしょうけれども、具体的な数字が入ってくるのを一人当たり5,000,000円であるとか、そういうのは入ってくるのですけれど、生産量ですとか、使用頭数ですとか、そういうことに関しては具体的なものが入ってこないのですよね。トータルで。
- その部分を抜きにして、具体的な方針と言われても、目標だけは売上ですとか収益をうたっても、いやいや現実には牛の頭数減っているですとか、牛乳の生産量減っているですとか、そういう中で目標ですから、業界団体も含めて、特に業界団体は農協なのですけれど、この先これぐらいの生産量であるところは飼養頭数というのが出てこない、ここの農業委員会として、農業委員会は農地の有効利用というのが一番の目的ですから、そうすると、それが達成できないということになっていくのではないかなと思うのですよね。
- もう少し具体的な何かというのは出てこないのかな。数字としてですよ。残念ながら現状では、この高景気の中のせいもあるのかもしれないのですけれど、もちろん生産量は、猿払に関しては落ちてきているのですよね。1パーセントから1.何パーセントくらい。
- 毎年それくらい落ちているということは、例えば3年前、5年前と比べると、更に落ちているということですよ。そういう中で、業界としてはこれぐらいの飼養頭数。あるいは、それでもっと言えば、どれぐらいの経営体の数とかも含めて、そういうのが出てきてもいいのかなという気がするのですよね。
- そういう話というのはされないのか、どうなのか。農協さんと。
- 林 係長 この基本構想の営農類型を定めるときは、普及センターさんから意見をもらってつくっているというのが、ほんとのところですよ。
- 先ほども言いました酪農近代化計画というほうでは、飼料受給料ですとか、持っている単収の数値、それから生乳生産量も確か持っていたかなと思うのですけれども、こちらのほうでは、生産量の部分も加味しての計画とはなっています。
- 森 委員 類型ですから、こういうパターンがあるということを示されていることですか

ら、それはそれでいいとは思うのですけれど、実際に、産業としてこれから先のことを継続して行って、できればより発展していくということは誰しも望むわけですから、こういう意見があっても、更に業界としても、その分どこかで聞き取るというか、調整するような場はあっても良さそうな気がします。以前にもちょっと申し上げましたけれども。

そうでなければ、ただ行政で、普及センターとかが中心になって、こういう類型で、こういう規模の形態のやり方がありますよというのをい出されても、それが実地にどう生かされていくかというところ、あるいはこれを下敷きにして、どういう目標を持っていくのかというのがついてこない、ちょっと絵に描いた餅で、5年に1回こういう形もありますよねというのをただ出しているだけというの、ちょっと寂しいような気もしますよね。

今日、今のところで具体的にどうこうということではないですけども、もう少し具体的なものが出てくるような取組みができればいいのではないかなと思いますね。

以上です。別に答弁を望んでいるわけではないので。

林 係長 一応、今回示されている部分は村としての素案ということで、この委員会の総会の中で、例えばこういうものを盛り込みなさいというような意見として提出されるのであれば、それをまた村に持ち帰って内容を修正したり、またそれを基に、農協さんにも同じように意見照会をかけますので、そういった形でブラッシュアップをしながら策定していくということになります。

森 委員 そういった先ほど申し上げたようなところも、そういうブラッシュアップの過程の中で、特に業界団体のほうとのお話を密にさせていただきたいという要望です。

水野会長 今回に関わる基本構想の意見書がありまして、先ほど委員からも指摘されたようなこともありますけれども、ほかに何か質疑、意見ございませんか。

なければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第3号、猿払村農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見書の提出についてを原案どおり可決いたします。

日程第7、その他。

その他として、事務局から何かあります。

委員の皆様から何かございませんか。

なければ、第3回農業委員会総会を終了いたします。

本日は、どうもご苦労様でした。

議長 水野 正 継

会議録署名委員

高尾 敦子

会議録署名委員

森 芳也